

第6	地方譲与税 交付金 税外収入
-----------	-------------------------------

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額	72
2. 特別とん譲与税	74
3. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税	74
4. 石油ガス譲与税	75
5. 自動車重量譲与税	75
6. 航空機燃料譲与税	76
7. 利子割交付金	76
8. 配当割交付金	77
9. 株式等譲渡所得割交付金	77
10. 分離課税所得割交付金・県民税所得割臨時交付金	78
11. 地方消費税交付金	79
12. ゴルフ場利用税交付金	80
13. 自動車取得税交付金	80
14. 軽油引取税交付金	81
15. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	81
16. 県民税徴収取扱費(県民税徴収事務費委託金)	82
17. 市税延滞金及び加算金	83

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	決 算 額	前年比	決 算 額	前年比	決 算 額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%
合 計	37,324,779	105.1	49,676,108	133.1	45,361,756	91.3
特 別 と ん 譲 与 税	132,716	91.5	123,665	93.2	112,102	90.6
地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,514,199	92.8	1,617,867	106.8	1,565,847	96.8
地 方 道 路 譲 与 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0
石 油 ガ ス 譲 与 税	82,429	90.4	82,663	100.3	74,942	90.7
自 動 車 重 量 譲 与 税	1,763,067	96.5	1,838,410	104.3	1,920,896	104.5
航 空 機 燃 料 譲 与 税	2,715,665	85.5	2,716,397	100.0	2,412,001	88.8
地 方 譲 与 税 計	6,208,076	90.3	6,379,002	102.8	6,085,788	95.4
利 子 割 交 付 金	484,083	97.5	414,936	85.7	216,435	52.2
配 当 割 交 付 金	1,542,720	186.4	1,180,881	76.5	707,905	59.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	861,413	69.0	1,102,472	128.0	472,440	42.9
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	-	-	-	-	-	-
県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	-	-	-	-	-	-
地 方 消 費 税 交 付 金	19,517,105	118.4	31,491,395	161.4	28,758,123	91.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	42,256	96.2	41,249	97.6	38,422	93.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	535,477	44.6	805,553	150.4	960,438	119.2
軽 油 引 取 税 交 付 金	5,472,976	95.5	5,583,993	102.0	5,488,349	98.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	28,758	98.6	28,707	99.8	29,324	102.1
交 付 金 計	28,484,788	109.3	40,649,186	142.7	36,671,436	90.2
税 務 証 明 等 手 数 料	86,628	107.7	89,838	103.7	88,794	98.8
県 民 税 徴 収 事 務 費 委 託 金	2,076,192	101.4	2,118,712	102.0	2,148,491	101.4
市 税 延 滞 金 及 び 加 算 金	377,863	92.1	351,690	93.1	323,854	92.1
そ の 他 の 関 連 歳 入	91,232	285.1	87,680	96.1	43,393	49.5

平成29年度					平成30年度	
当初予算額	補正	最終予算額	決算額	前年比	当初予算額	前年比
千円	千円	千円	千円	%	千円	%
73,786,152	1,998,736	75,784,888	77,389,823	170.6	50,505,630	68.4
109,000	—	109,000	129,060	115.1	128,000	117.4
1,538,000	—	1,538,000	1,552,273	99.1	1,510,000	98.2
1	—	1	0	0.0	1	100.0
68,000	—	68,000	68,604	91.5	65,000	95.6
1,837,000	—	1,837,000	1,924,897	100.2	1,936,000	105.4
2,422,000	—	2,422,000	2,671,642	110.8	2,558,000	105.6
5,974,001	—	5,974,001	6,346,476	104.3	6,197,001	103.7
188,000	—	188,000	401,927	185.7	274,000	145.7
1,122,000	—	1,122,000	1,042,126	147.2	1,261,000	112.4
196,000	—	196,000	1,105,095	233.9	285,000	145.4
266,667	—	266,667	267,368	皆増	264,000	99.0
28,676,584	759,503	29,436,087	29,436,087	皆増	3,670,000	12.8
28,281,469	1,239,602	29,521,071	29,929,838	104.1	29,625,000	104.8
39,000	—	39,000	38,661	100.6	38,000	97.4
897,000	—	897,000	1,322,301	137.7	1,232,000	137.3
5,500,000	—	5,500,000	4,821,470	87.8	4,913,000	89.3
29,000	—	29,000	29,300	99.9	29,000	100.0
65,195,720	1,999,105	67,194,825	68,394,173	186.5	41,591,000	63.8
89,664	—	89,664	87,599	98.7	91,250	101.8
2,185,000	—	2,185,000	2,249,195	104.7	2,287,000	104.7
300,629	—	300,629	269,955	83.4	300,037	99.8
41,138	△ 369	40,769	42,425	97.8	39,342	95.6

2. 特別とん譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]									
開港所在 市町村	1. とん税及び特別とん税は、外国貿易船の純トン数(端数切り上げ)を課税標準とし、純トン数1トンまでごとに次の税率により課税するものとする。	9月：前年度3月～8月 特別とん税収入分									
[国]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 開港への入港ごとに納付する場合</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 外国貿易船…外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。</p>	区 分	とん税	特別とん税	(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円	(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円	3月：9月～2月 特別とん税収入分
区 分	とん税	特別とん税									
(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円									
(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円									
	2. とん税及び特別とん税はあわせて納付するものとし、当該納付額の36分の16をとん税とし、36分の20を特別とん税とする。	[制限なし]									
	3. 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。										

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	144,977	132,716	123,665	112,102	129,060

3. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]						
都道府県 指定市 及び 市町村	1. 揮発油税及び地方揮発油税は、次の税率により課税するものとし、両税をあわせて納付するものとする。	6月：前年度3月～5月 地方揮発油税収入分						
[国]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>揮発油税</th> <th>地方揮発油税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本則)</td> <td>48,600円 (24,300円)</td> <td>5,200円 (4,400円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	揮発油税	地方揮発油税	揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本則)	48,600円 (24,300円)	5,200円 (4,400円)	11月：6月～10月 地方揮発油税収入分
区 分	揮発油税	地方揮発油税						
揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本則)	48,600円 (24,300円)	5,200円 (4,400円)						
	2. 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の収入額に相当する額とし、都道府県、指定市及び市町村に対して譲与する。	3月：11月～2月 地方揮発油税収入分						
	3. 都道府県及び指定市に対し、地方揮発油譲与税の58%(平成14年度までは43%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。 ※地方交付税の財源超過団体への交付制限有り。	[制限なし]						
	4. 市町村に対し、地方揮発油譲与税の42%(平成14年度までは57%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。	※地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てる						

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
地方揮発油譲与税 決 算 額	1,632,440	1,514,199	1,617,867	1,565,847	1,552,273
地方道路譲与税 決 算 額	0	0	0	0	0

(注) 平成21年度から地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改正。

4. 石油ガス譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]				
都道府県 及び 指定市 [国]	<p>1. 石油ガス税は、自動車の容器に充てんされる石油ガスに対し、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油ガス1キログラムにつき</td> <td>17円50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 石油ガス譲与税は、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額とし、都道府県及び指定市に対して譲与する。</p> <p>3. 石油ガス譲与税の2分の1の額を区域に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	石油ガス1キログラムにつき	17円50銭	<p>6月：前年度3月～5月 収入分</p> <p>11月：6月～10月収入分</p> <p>3月：11月～2月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
石油ガス1キログラムにつき	17円50銭					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	91,176	82,429	82,663	74,942	68,604

5. 自動車重量譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]																		
市町村 [国]	<p>1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。(乗用車・軽自動車) 〈自家用車〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>本則 ※1</th> <th>13年未満 ※2</th> <th>13年超 ※2</th> <th>18年超 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車</td> <td>自重0.5t毎 年</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円</td> <td>5,700円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検有り)</td> <td>1両につき 年</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> <td>4,100円</td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・別途エコカー減税あり。 ・事業用は別税率 ・車検が2年又は3年のものについては、1年に換算した年額を記載。</p> <p>※1 平成30年5月1日以降に新車新規登録をする乗用車(軽自動車とハイブリッド自動車を除く)であって、排ガス規制要件を満たし、かつ平成27年度燃費基準+10%を達成している車両については、本則税率(1回限り)。 ※2 平成32年度燃費基準達成車両は別税率。</p> <p>2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の407(平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、市町村に対して譲与する。</p> <p>3. 自動車重量譲与税の2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分		本則 ※1	13年未満 ※2	13年超 ※2	18年超 ※2	乗用自動車	自重0.5t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円	軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円	<p>6月：前年度2月～4月 収入分</p> <p>11月：5月～9月収入分</p> <p>3月：10月～1月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分		本則 ※1	13年未満 ※2	13年超 ※2	18年超 ※2															
乗用自動車	自重0.5t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円															
軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円															

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	1,826,449	1,763,067	1,838,410	1,920,896	1,924,897

6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]				
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県 [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)</td> <td>18,000円 (26,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の9分の2(※)に相当する額とし、(平成23年4月1日～平成32年3月31日)空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。(※本則 13分の2)</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)	18,000円 (26,000円)	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[航空機の騒音により生ずる 障害の防止、空港とその周辺 の整備及び空港対策に関する 費用に充てる]</p> <p>※激変緩和措置 平成25年度以前 着陸料割1/3 世帯数割2/3 平成26年度 着陸料割7/18 世帯数割11/18 平成27年度 着陸料割4/9 世帯数割5/9 平成28年度以降 着陸料割1/2 世帯数割1/2</p>
区 分	税 率					
航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)	18,000円 (26,000円)					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	3,177,649	2,715,665	2,716,397	2,412,001	2,671,642

7. 利子割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の用途]				
市町村 [道府県]	<p>1. 道府県民税利子割は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき利子等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等については、個人のみ。</p> <p>2. 当該道府県に納付された利子割額に99%(平成18年度までは95%)を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、利子割交付金の交付総額とする。</p> <p>3. 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の割合であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき利子等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき利子等の額に対し	5%					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	496,365	484,083	414,936	216,435	401,927

8. 配当割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [道府県]	<p>1. 道府県民税配当割は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき特定配当等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る配当割の税率は、3%</p> <p>2. 課税対象は、上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金</p> <p>3. 道府県は、納入された配当割に99%（平成18年度までは95%）を乗じて得た額の5分の3（平成18年度までは3分の2）に相当する額を市町村に交付する。</p> <p>4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の道府県民税（均等割及び所得割）の額にあん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき特定配当等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき特定配当等の額に対し	5%					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	827,599	1,542,720	1,180,881	707,905	1,042,126

9. 株式等譲渡所得割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [道府県]	<p>1. 道府県民税株式等譲渡所得割は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額については、3%</p> <p>2. 課税対象は、源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額を超えることとなった場合におけるその超える部分の金額。</p> <p>3. 道府県は、納入された株式等譲渡所得割に99%（平成18年度までは95%）を乗じて得た額の5分の3（平成18年度までは3分の2）に相当する額を市町村に交付する。</p> <p>4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の道府県民税（均等割及び所得割）の額にあん分して交付する。</p>	区 分	税 率	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し	5%	<p>3月：前年度3月～2月 収入分</p> <p>（※平成18年度まで）</p> <p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月 収入分</p> <p>3月：12月～2月 収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し	5%					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	1,247,580	861,413	1,102,472	472,440	1,105,095

10. 分離課税所得割交付金・県民税所得割臨時交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
指定都市 [道府県]	<p>1. 分離課税所得割交付金 指定市を包括する道府県は、当分の間、道府県に払い込まれた当該指定市に係る退職手当等に係る所得に課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の2分の1に相当する額を、指定市に対して交付する。</p> <p>2. 県民税所得割臨時交付金 指定市を包括する道府県は、当該指定市に係る平成29年度又は平成30年度に当該道府県に払い込まれる道府県民税の所得割(※1)に係る地方団体の徴収金の額(※2)の2分の1に相当する額を、指定市に対して交付する。</p> <p>※1 退職手当等に係る所得に課する所得割を除く。</p> <p>※2 ①～③の合計額</p> <p>①平成29年度において収入する平成28年度分の道府県民税の所得割のうち、特別徴収義務者が平成29年4月及び5月に給与の支払いをする際徴収すべきものに係る地方団体の徴収金の収入額。</p> <p>②平成29年度において収入する同年度分の道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金の収入額。</p> <p>③平成30年4月から7月までの間に収入する平成29年度分の道府県民税の所得割のうち、特別徴収義務者が平成30年4月及び5月に給与の支払いをする際徴収すべきものに係る地方団体の徴収金の収入額。</p> <p>(1)平成29年度交付(以下の合計額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①のうち平成29年4月から7月までの間に収入するものの2分の1に相当する額。 ②の概算額として、平成29年度分の道府県民税所得割の当初課税額の合計額に、当該指定市に係る平成28年度の収入額となるべき道府県民税所得割の合計額を平成28年度の収入となるべき道府県民税所得割の課税額の合計額で除して得た数値、を乗じて得た額の2分の1に相当する額。 <p>(2)平成30年度交付(以下の合計額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①, ②のうち、当該指定市を包括する道府県に払い込まれたものの2分の1に相当する額と(1)平成29年度交付額の合計額との差額 ③の2分の1に相当する額 	<p>分離課税所得割交付金 3月:前年度3月～2月払込</p> <p>県民税所得割臨時交付金 (1)平成29年度 8月:交付見込額の1/3 12月:交付見込額の1/3 3月:交付見込額の1/3 (2)平成30年度 8月交付 [制限なし]</p>

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
分離課税 所得割交付金	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 267,368

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県民税所得割 臨時交付金	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 29,436,087

11. 地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村 [道府県]	<p>1. 地方消費税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税額(国税)に対し</td> <td>63分の17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消費税(国税)の税率は、課税資産の譲渡等の対価の額に対し6.3%であり、地方消費税の税率は消費税率に換算して1.7%相当となる。よって、消費税と地方消費税をあわせた税率は8%となる。</p> <p>2. 地方消費税は消費税とあわせて納付するものとし、国に納付された地方消費税は、納付があった月の翌々月の末日までに道府県に払い込まれる。</p> <p>3. 各道府県に払い込まれた地方消費税の額から、国に支払った徴収取扱費を減額した額を、各道府県ごとの消費に相当する額等に応じてあん分し、道府県間で精算する。</p> <p>4. 地方消費税交付金は、道府県が清算後の地方消費税額の2分の1に相当する額を下記のとおりあん分し、市町村に対し交付する。</p> <p>(従来分) 2分の1の額を国勢調査による人口で、他の2分の1の額を経済センサス(平成23年6月までは事業所統計)による従業者数であん分。</p> <p>(引上げ分) 全額を国勢調査による人口であん分。</p> <p>※従来分と引上げ分の区分について H26.4.1～(地方消費税1.7%) 従来分 17分の10 / 引上げ分 17分の7 (経過措置あり、平成26年度 従来分12分の10 / 引上げ分12分の2)</p>	区 分	税 率	消費税額(国税)に対し	63分の17	<p>6月交付 県の前年度2月～4月收入分 (国の前年度12月～2月收入分)</p> <p>9月交付 県の5月～7月收入分 (国の3月～5月收入分)</p> <p>12月交付 県の8月～10月收入分 (国の6月～8月收入分)</p> <p>3月交付 県の11月～1月收入分 (国の9月～11月收入分)</p> <p>[制限なし] ※引上げ分の交付額については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(交付期限は 各交付月の10日まで)</p>
区 分	税 率					
消費税額(国税)に対し	63分の17					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方消費税交付金	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	16,481,777	16,625,649	19,577,097	17,820,289	18,444,937
社会保障財源交付金					
決 算 額	-	2,891,456	11,914,298	10,937,834	11,484,901
合 計	16,481,777	19,517,105	31,491,395	28,758,123	29,929,838

※ 事業所統計は平成18年度調査を最後に経済センサスにおいて引き続き調査。

12. ゴルフ場利用税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
ゴルフ場所在 市町村 [道府県]	<p>1. ゴルフ場利用税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ゴルフ場の規模や料金などにより、数段階の税率区分を設けることとされており、福岡県においては、11級(200円)から1級(1,200円)までの11段階に分かれている。</p> <p>※ 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手及び学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒等又はこれらの者を引率する教員の利用(保健体育科目実技又は公認の課外活動としてゴルフ場を利用する場合に限る。)については非課税。</p> <p>また、早朝における利用や、国民体育大会の公式練習による利用などの場合には、税率が2分の1となる場合がある。</p> <p>2. ゴルフ場利用税交付金は、道府県が、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。</p>	区 分	標準税率	制限税率	1人1日	800円	1,200円	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	標準税率	制限税率						
1人1日	800円	1,200円						

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	43,913	42,256	41,249	38,422	38,661

13. 自動車取得税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市 [道府県]	<p>1. 自動車取得税は、次の税率により課税するものとする(別途エコカー減税あり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td> <td>3%</td> <td>50万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、営業用及び軽自動車については、税率2%。</p> <p>2. 自動車取得税交付金は、道府県が、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p> <p>3. 指定市を包括する道府県は、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の3に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p>	区 分	税率	免税点	自動車の取得価格に対し	3%	50万円以下	<p>8月：前年度3月収入見込額 －同月収入分 ＋4月～7月収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分 ＋3月収入見込額</p> <p>[制限なし]</p> <p>平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税率	免税点						
自動車の取得価格に対し	3%	50万円以下						

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	1,199,278	535,477	805,553	960,438	1,322,301

14. 軽油引取税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
指定市	1. 軽油引取税は、軽油の引取り等に対し、次の税率により課税するものとする。	8月：前年度3月～7月 収入分				
[道府県]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油1キロリットルにつき (本則)</td> <td>32,100円 (15,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	軽油1キロリットルにつき (本則)	32,100円 (15,000円)	12月：8月～11月収入分
区 分	税 率					
軽油1キロリットルにつき (本則)	32,100円 (15,000円)					
	2. 軽油引取税交付金は、指定市を包括する道府県が、軽油引取税の収入額に10分の9を乗じて得た額を指定市に対し、当該指定市の区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して交付する。	3月：12月～2月収入分 [制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる				

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	5,730,860	5,472,976	5,583,993	5,488,349	4,821,470

(注) 上記決算額は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。

15. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
施設等所在 市町村	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金) アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該固定資産の価格及び当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。	12月31日
[国]	2. 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金) アメリカ合衆国軍隊が建設し、設置した建物及び工作物が所在する市町村に対し、税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内で交付する。	[制限なし]
	3. 算定期日 当該年の3月31日	

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	29,166	28,758	28,707	29,324	29,300

16. 県民税徴収取扱費(県民税徴収事務費委託金)

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市 町 村 [道 府 県]	<p>道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、次の各号に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として市町村に対して交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税義務者数割 個人の道府県民税に係る納税義務者数(当該年度課税分)に3,000円(平成19・20年度は4,000円、平成21・22年度は3,300円)を乗じて得た金額。 2. 金額割 平成18年度以前課税分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に7%を乗じて得た金額。 3. その他 市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額、及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する金額。また、配当割、株式等譲渡所得割控除によって控除することができなかった金額を、市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額。 	<p>(報告があった日から30日以内に交付)</p> <p>7月:3月収入(4月払込) ～5月収入(6月払込)分</p> <p>10月:6月収入(7月払込) ～8月収入(9月払込)分</p> <p>1月:9月収入(10月払込) ～11月収入(12月払込)分</p> <p>3月:12月収入(1月払込) ～2月収入(3月払込)分</p>

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,048,314	2,076,192	2,118,712	2,148,491	2,249,195

17. 市税延滞金及び加算金

制 度 の 概 要

1. 市税延滞金

納税者等は、納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

※ 平成12年1月1日～平成25年12月31日までの間における延滞金の年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（注1）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

（注1）各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

※ 平成26年1月1日以降の延滞金の割合は、各年の特例基準割合（注2）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては①年14.6%の割合については当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合、②年7.3%の割合については当該特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合）とする。

（注2）各年の前々年の10月～前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

<延滞金割合の推移>

期間	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	4.1%	14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%	
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	2.6%	8.9%

2. 加算金（各加算金は、他の加算金と併課されない。）

・過少申告加算金・・・申告期限までに提出のあった申告を更正又は修正申告した場合

率＝更正による不足税額又は修正申告によって増加した税額（対象不足額等）に対して10%
（対象不足額等のうち、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の税額に対しては、5%を加算）

・不申告加算金・・・①期限後申告又は決定、②期限後申告後の修正申告又は更正、③決定後の修正申告又は更正

率＝当該税額に対して15%

・重加算金・・・納税者等が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装して申告等をした場合

率＝過少申告等の場合、過少申告加算金に代えて対象不足額等に対して35%
＝不申告等の場合、不申告加算金に代えて当該税額に対して40%

※ 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

※ 延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	410,459	377,863	351,690	323,854	269,955

